

会 員・関係各位

建災防静岡県支部沼津分会
分会長 渡 邊 雄 二

職長・安全衛生責任者 能力向上教育について

(主催 建災防静岡県支部 静岡労働局長登録教習機関)

厚生労働省の安全衛生教育等推進要綱が平成28年10月に改正され、安全衛生責任者は職長等と同様に、「能力向上教育に準じた教育」を受けることになりました。

翌29年2月には、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じたカリキュラム」が定められ、当支部では、職長が安全衛生責任者を兼ねることが多いことから、「職長・安全衛生責任者 能力向上教育」を以下により実施します。

記

1. 受講対象者 職長・安全衛生責任者教育修了後、概ね5年経過した者(※修了証の写しを添付)
なお、旧職長、平成18年3月31日以前のリスクアセスメントを含まない職長・安全衛生責任者の方も受講できますが、お持ちの修了証が、今の職長・安全衛生責任者教育修了証と同等になることはありませんので、改めて、職長・安全衛生責任者教育を受講し、その後5年経過後に能力向上教育を受講されることをお勧めします。
2. 講習日時 令和2年11月5日(水) 9:00～(受付8:40～)
3. 会 場 (一社)沼津建設業協会 2階
4. 受講料 10,020円(テキスト、昼食代含む)
5. 申込手続 1)申込書入手方法 ①沼津建設業協会窓口 ②FAX(要 電話連絡)
2)申込書記入、捺印、自動車運転免許証写し(無い場合はご連絡ください)
※外国人労働者の方は『在留カード』に記載されている氏名を記入し、その写しを添付
3)受講料を添えて建災防沼津分会窓口へ(沼津建設業協会内)
6. 募集定員 30名
7. 受付期間 令和2年10月5日～10月23日 (申込書配布 10月2日～)
※非会員の方の予約はできません。定員に達し次第受付終了となります。
8. その他
 - ・受講希望者が少数の場合は中止させていただく場合があります。
 - ・講義への遅刻・途中退場により、受講資格取り消しにより修了証の交付ができません。この場合受講料の返金はできません。
 - ・受講申込後のキャンセルは、申込締切日までに申し出の場合のみ返金します。

※受講生の駐車はできません。また、近隣施設への無断駐車もご遠慮願います。